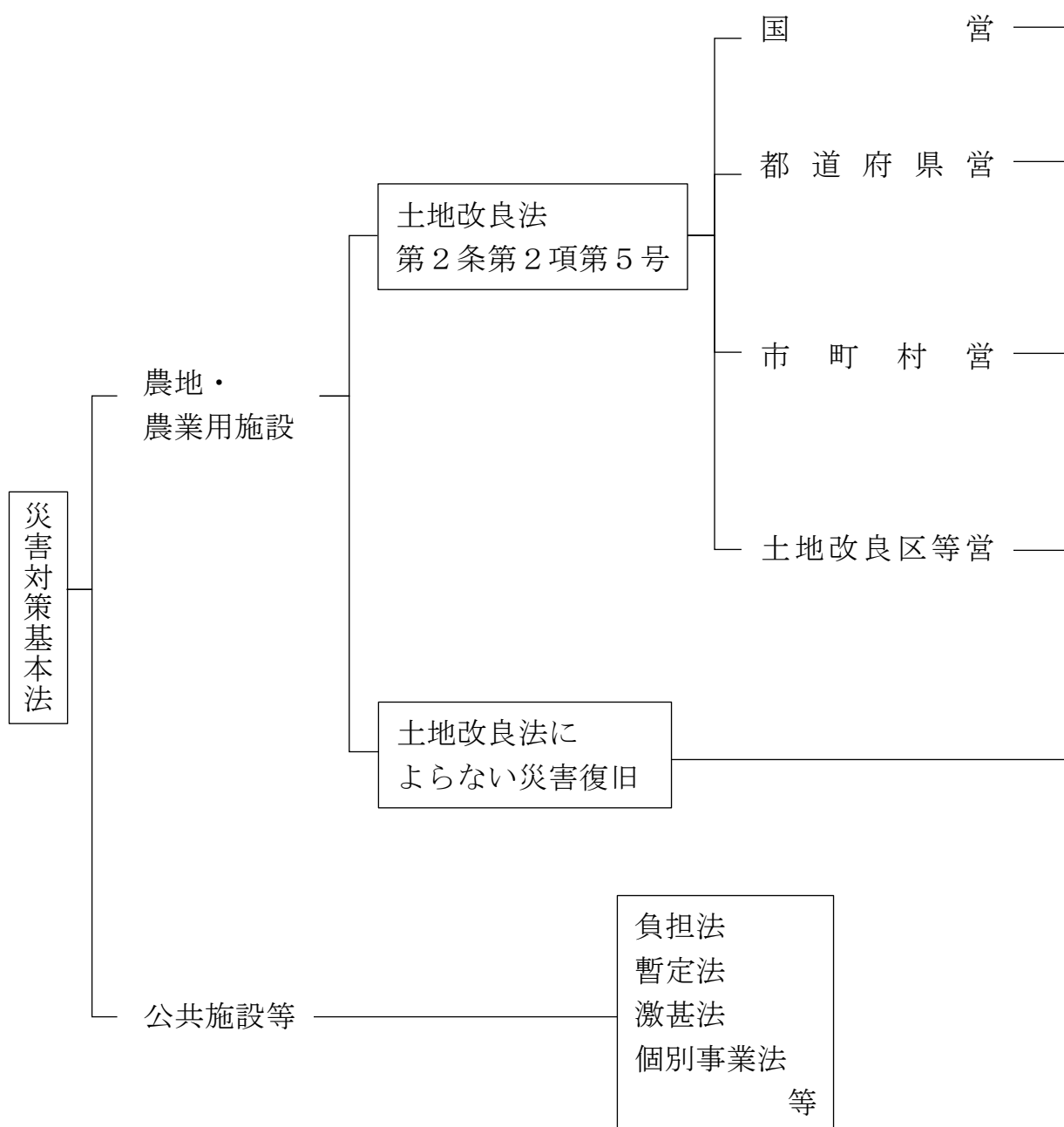


A. 全体事項

質 疑 応 答

1－1 災害復旧事業の制度について、模式的に説明されたい。

災害対策基本法（昭36 法第223号）
 土地改良法（昭24 法第195号）
 暫定法（昭25 法第169号）
 負担法（昭26 法第 97号）
 激甚法（昭37 法第150号）

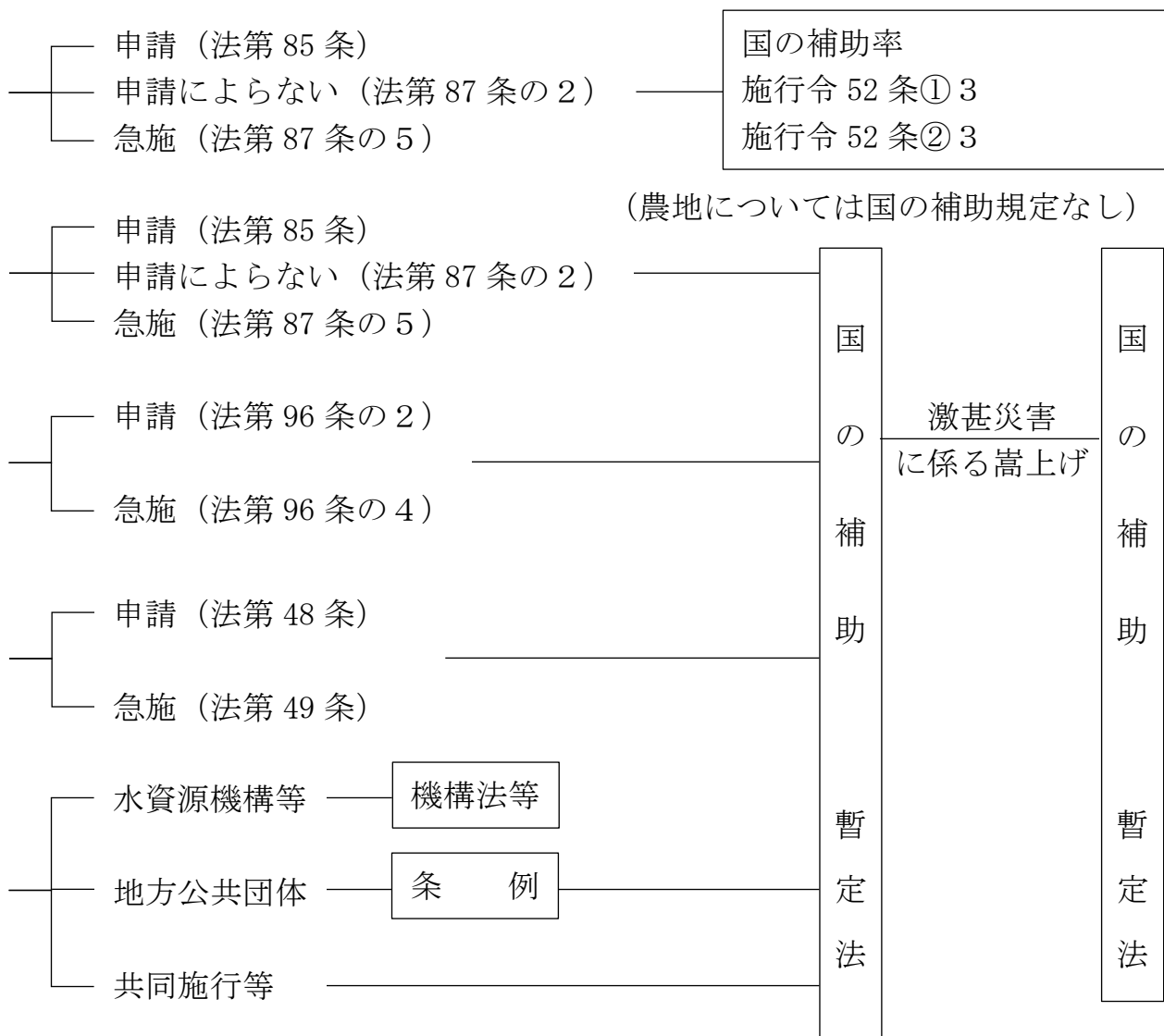


質 疑 応 答

暫定法：農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律

負担法：公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法

激甚法：激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律



質 疑 応 答

1-2 災害発生から事業竣工までの手続きを説明されたい。

流 れ	知っておきたいこと	関係条項
設計単価・歩掛・ 総合単価の申 請・同意 知事⇔農政局長 災害発生 ↓ 災害報告 知事 (※1) ↓ 提出 → 農政局長 → 農村振興局長 ↓ 応急(仮)工事 事業主体 ↓ 報告 都道府県担当課 ↓ 報告 農政局防災課 ↓ 復旧計画の 樹 立 ↓ 応急(本)工事 (査定前着工) 事業主体 打合せ↓↑ 県担当課 打合せ↓↑ 防災課 報告↑ 財務局 ↓	都道府県知事は、災害復旧事業(補助)計画概要書を提出するときは、あらかじめ設計単価及び歩掛り並びに総合単価について、農林水産大臣(地方農政局長)と協議し同意を得ます。 ①都道府県知事は災害が発生したときは、直ちにその概要を電話等をもって農村振興局長及び地方農政局長に報告します。 ②都道府県知事は、災害の被害総額を確認したときは遅滞なく被害報告書(被害推定額が10億円以上又は特に必要があると認められる災害の場合には、災害発生後一週間以内に災害概要報告書)を農村振興局長及び地方農政局長に提出します。 応急仮工事は、査定前に特別な事情で事業主体の判断で行うことができる仮設的な工事であり、実施(査定時に応急工事として申請するもの)した場合は、都道府県担当課及び地方農政局防災課に報告します。 ただし、複雑、特殊な工法等で時間的に許容されるものは、事前に打合せをしてください。 復旧体制の確立(事業主体の決定) 復旧方針、復旧工法等の決定 (事業主体間の調整) 査定前にやむを得ないと判断される応急本工事は、都道府県担当課及び地方農政局防災課と打合せして実施することができます。(資料は、チェックシート、被災写真等最小限の資料を用いて、FAX やメールによる送付と電話での対応も可能です) ※土砂等堆積物の撤去、農地畦畔の復旧、二次製品水路による復旧は事前の打合せが不要です	要綱第7 総合単価による 査定事務処理要 領第2 要綱第5 要綱第5 要綱第14 第15 要綱第14 第15

質 疑 応 答

流 れ	知っておきたいこと	関係条項
↓ 災害復旧事業(補助)計画概要計画書の提出(査定設計書) (箇所番号の決定) ↓ 提出 知事 → 農政局長 ↓ 査定計画の提出 ↓ 農政局長 → 知事 ↓ 財務局長 農村振興局長 ↓ 査 定 実地査定 (机上査定) ↓ 査定の報告 ↓ 保留箇所別調書関連事業箇所別調書の提出 ↓ 決定前施行 ↓ 事業費の決定通知 (大臣) ↓ (通知) 農政局長 ↓ 通知 知 事 ↓ 災害復旧事業等の監督 ↓	都道府県知事は、災害発生後2ヶ月以内を目標に災害復旧事業(補助)計画概要書を、農林水産大臣(地方農政局長)に提出します。 (注) 被害報告が確定していない場合でも、査定設計書が提出されれば、随時査定を実施します。 地方農政局長は、都府県知事及び財務局長と打合せの上、査定計画を農村振興局長に提出します。 (事業主体別、件数、概算申請額) 地方農政局長は、都道府県知事から提出された災害復旧事業(補助)計画概要書に基づいて査定を実施します。 地方農政局長は、査定結果をとりまとめ、遅滞なく査定調書を農村振興局長に提出します。 保留箇所については、保留箇所別調書を作成し、査定終了後15日以内に農村振興局長に協議します。 査定を受け、事業費の決定通知を受ける前に工事に着手することをいいます。 農林水産大臣(地方農政局長)は、提出された査定調書により審査を行い事業費を決定し、その結果を(地方農政局長を経由して)都府県知事に通知します。 (注) () 内は負担法災害の場合 農林水産大臣(地方農政局長)は、災害復旧事業を適正に実施するために必要な検査、報告を求めることができます。	施行令第1条の4 規則第1条 要綱第6 規則第8(権限委任) 要領第9 施行令第3条 要領第10 要領第11 要領第18 関連要綱^{※2}第2 施行令第3条 関連要綱^{※2}第3条 法第6条

質 疑 応 答

流 れ	知っておきたいこと	関係条項
施越工事 ↓ 年度予算の割当 ↓ 大 臣 ↓ 通知 農政局長 ↓ 通知 知 事 補助金の交付申請 ↓ 知 事 ↓ 申請 農政局長 補助金の交付決定 ↓ 農政局長 ↓ 通知 知 事 事業の着手 ↓ 進捗状況報告 ↓ 知 事 ↓ 報告 農政局長 計画概要書の変更 ↓ 知 事 ↓ 申請 農政局長 ↓ 同意 必要に応じて 協議 財務局長	災害復旧事業の緊急性から公益上真にやむを得ない場合、復旧工事を予算の割当前に施行する工事であり、応急工事、査定前着工、決定前着工工事も施越工事に含まれます。 地方農政局長は、農林水産大臣から割当のあった当該年度予算を各都府県に配分し知事に通知します。 都道府県知事は、予算割当の通知を受けたときは、60 日以内に補助金の交付申請書を農林水産大臣(地方農政局長)に提出します。 地方農政局長は、都府県知事から提出された交付申請書を審査し、補助金の額を決定して都道府県知事に通知します。 都道府県知事は、事業の進捗状況を12 月末日をもってとりまとめ、1 月 31 日までに農林水産大臣(地方農政局長)に報告します。 都道府県知事は、災害復旧事業(補助)計画概要書を変更(軽微変更は除く)しようとするときは、必要な事項を記載した協議書を提出し、農林水産大臣(地方農政局長)からその同意を得ます。 また、事業を中止又は廃止する場合は報告します。	蔵計1024号 適化法関係 施行令第6条 施行令第7条 規則第4条 適化法第5条 〃 施行令第3条 適化法第6条 第8条 適化法第12条 補助金交付要綱 第 6 施行令第3条 規則第3条

質 疑 応 答

流 れ	知っておきたいこと	関係条項
補助金概算払の申請 知事 → 農政局長 請求	補助事業者は、補助金交付決定を受けた日から起算して 15 日を経過して請求します。 事業の進捗状況を勘案し、出来高以上に請求しないよう留意し原則として毎四半期始めの月末までに請求します。	会計法第22条 予決令第58条
補助金の概算払い 農政局長 → 知事 交付		会計法第22条 予決令第58条
補助率増高申請	災害発生翌年 1 月 31 日迄に提出 市町村長 → 都道府県知事 (審査) 地方農政局長 → 農林水産大臣 (審査)	施行令第4条 施行令第5条 規則第1条 要綱第18 激甚法令第18条
地域指定告示	官報告示(農林水産大臣)	施行令第4条 施行令第5条 激甚法令第14条
地域指定及び 補助率の通知	農林水産大臣 ↔ 地方農政局長 ↔ 都道府県知事	
繰越手続き	年度内に工事が完了し難しいと予測された場合は、1 月 31 日現在で調査を行いその結果に基づき、地方農政局長に繰越の理由及び遂行状況を記載した補助事業等繰越承認申請書を 2 月 15 日までに提出します。	財政法第14条 の3 財政法第42条 財政法第43条
事業成績及び 収支精算書の提出 知 事 ↓ 提出 農政局長	都道府県知事は、当該事業が完了したときは一ヶ月を経過した日又は、翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い期日(若しくは翌年度の 6 月 10 日まで(補助金が概算払いにより交付された場合))までに事業成績書及び収支精算書を農林水産大臣(地方農政局長)に提出します。	施行令第8条 規則第6条 適化法第14条

質 疑 応 答

流 れ	知っておきたいこと	関係条項
↓ しゅん工(成功)認定 ↓ 農政局長 (直接事業) 知 事 (間接事業) ↓ 補助金の額の確定及 び補助金の返還 ↓ 農政局長 ↓ 通知 知 事	地方農政局長は、直接事業が完了したときはしゅん工（成功）認定を行います。 都道府県知事は、間接事業が完了したときはしゅん工（成功）認定を行います。 地方農政局長は、都道府県知事から提出された事業成績書等を審査し、補助金の額を確定して、その結果を都道府県知事に通知します。 事業費に不用額又は実施が不適當であるときは、補助金の全部又は一部について返還を命じます。	要綱第19 適化法第15条 法第4条 適化法第15条 適化法第18条

※1 被害報告；平成19年の局地激甚災害指定基準の改正に伴い、関係省庁連絡会議等にて局地激甚災害の早期指定の可否を判断することが決定されれば、発災後速やかに（概ね2週間で）各市町村（旧市町村）毎に被害額を調査し、被害報告を行うことが必要となります。

※2 関連要綱；農業用施設災害関連事業の実施について（昭和40年9月10日付40農地D第1129号農林事務次官依命通知）

質 疑 応 答

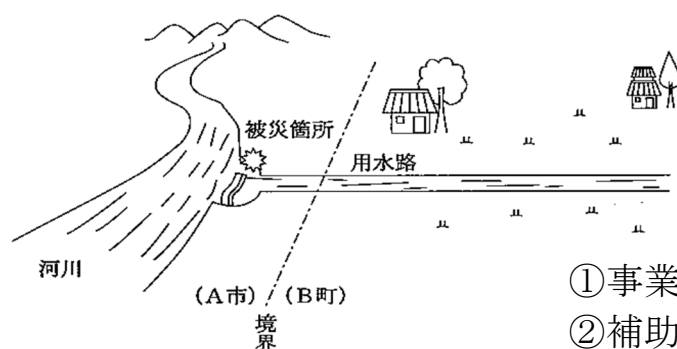
1-3 被災箇所と受益者、受益地の市町村(県)が異なる場合等の取扱い
はどうするのですか。

次の例のように処理します。

例1：隣接市町村の了解を得て設置した取水堰が被災した場合

被災箇所所在地：A市

施設の受益者・受益地：B町



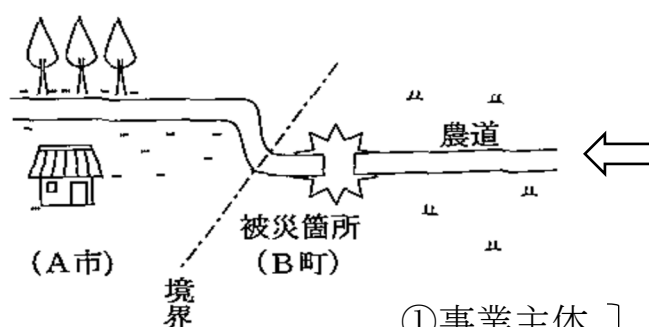
- ①事業主体
②補助申請
③増高申請
- } B町です。

ただし、A市と協議し事前に了解を得た上で、事業を行う必要があります。

例2：出入作の場合

施設の受益者：A市

被災箇所所在地：B町



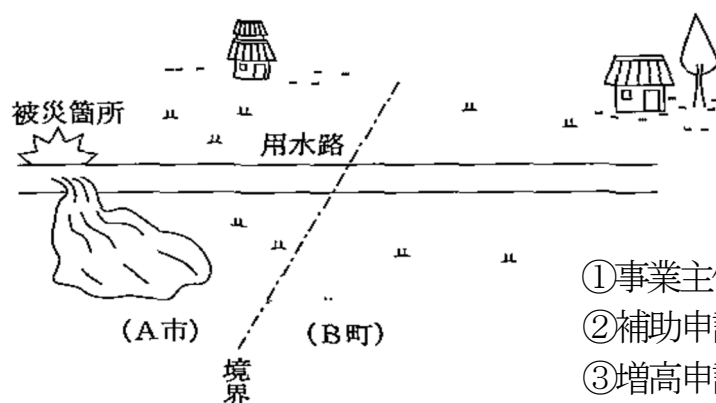
- ①事業主体
②補助申請
③増高申請
- } B町です。

質 疑 応 答

例 3 : 受益地が 2 以上の市町村にまたがる場合

被災箇所所在地 : A 市

受益者・受益地 : A 市並びに B 町



- ①事業主体は
②補助申請は
③増高申請は、
- } A市又はB町です。
A市及びB町で
各々行います。

なお、①及び②については両市町において費用負担等の協議を災害復旧事業申請時までに行っておく必要があります。

1-4 次の実態にある農地が被災した場合、農業開発公社が事業主体となることはできますか。

用地買収
農地造成
土地所有権 } は、農業開発公社で、造成は部分完了で売渡未了であるが、一時利用指定済としている農地被災の事業主体

災害復旧事業の事業主体は、土地改良法に基づき実施する場合は土地改良法で規定されている事業主体となります。しかし、土地改良法に基づかない場合は、法令上の制限はありません。ただし、災害復旧事業は、補助事業として実施することになりますから、事業の管理監督及び事務処理能力を有する都道府県、市町村、土地改良区、農協、公社等が事業主体となってきます。したがって、農業開発公社も事業主体になることはできます。

質 疑 応 答

1－5 農地の災害復旧にあたって復旧限度額を超える補助対象外の事業費は、農業基盤整備資金の融資対象となりますか。

日本政策金融公庫の取扱必携において「補助事業には、補助事業と一体となった計画であって、これと切り離すことができない補助対象外の事業費を含めることができます。」と記載されています。詳細については日本政策金融公庫へ問い合わせてください。

1－6 牧草地の利用又は保全に係る施設で、都道府県、市町村等の「等」とは何を意味するのですか。

「等」とは、農地所有適格法人、農業協同組合、又は土地改良区の場合をいいます。

1－7 被災施設の原形復旧は可能ですが、復旧工法の経済性から、原形と異った工法で申請する場合は、査定要領の何条を用いて申請するのですか。

復旧工法の経済性から原形と異なった工法で申請する場合は、原施設と同等の効用（機能、安定度）を回復することになりますので、暫定法の場合は査定要領の第12（原形復旧）を用いて申請します。ただし、経済的とならない場合は、第12で申請することはできませんので、第15（原形に復旧することが著しく困難又は不適當な場合の工事）等他の条項で申請します。

質 疑 応 答

1－8 次のような場合の申請工種について

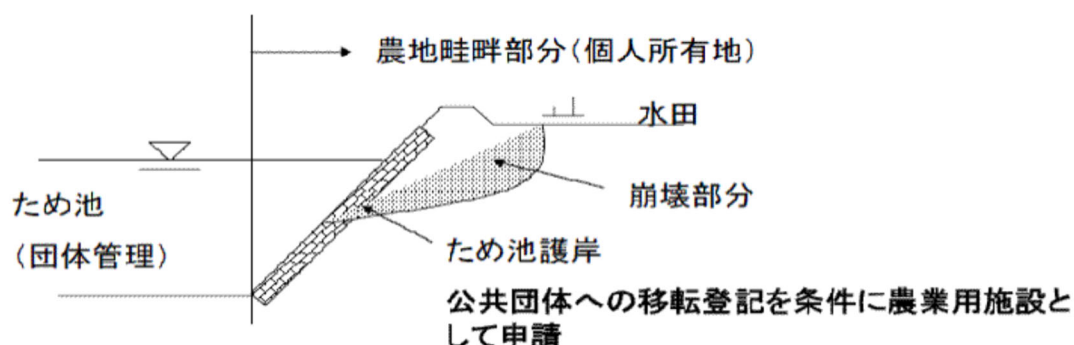
(1) 個人所有の農業用施設はすべて農地として申請できますか。

個人所有の農業用施設は原則として申請できません。なお、農地の区画変更を行う場合若しくは土砂の流失、埋没等が著しいため農地の効用回復を行う場合におけるその復旧区域内の用排水路、農道等又は地すべり農地の復旧に当たって設ける承水路工、排水路工、土止工等の施設のうち、個人所有の農地の利用保全に係るものは農地として処理します。

(了解事項第1－6「個人所有に係る農地（畦畔）」の(2))

質 疑 応 答

(2) 農地の個人所有の畦畔が被災したのですが、この畦畔が同時に下方にあるため池の護岸としての効用を兼ねている場合に、農地災害と農業用施設災害どちらで申請するのですか。



被災畦畔の土地所有に着目した場合は、被災畦畔はその上部の農地の所有者と同一であり農地の一部ですから、その被災は農地災害として取扱うべきことになります。

しかし、効用の面から見ると、被災畦畔法面は個人の農地の一部であると同時にため池の護岸でもあり、ため池は相当数の受益者に対する用水源としての公共的施設となっています。もし農地災害として取扱うならば多数の人が恩恵を受けている公共的なため池の機能が、一個人の負担で効用回復される結果になりますので、公共性という点からは、農業用施設災害として処理することが適当と考えられます。

したがって、農業用施設災害として申請する場合は、公共的施設としての要件を満たす必要がありますので、被災した農地畦畔法面部分を個人財産から公共的団体の財産として移転登記することを条件に、農業用施設として申請することになります。

なお、申請工種は「ため池」となります。

質 疑 応 答

1－9 了解事項第1－6「個人所有に係る農地（畦畔）、農業用施設の取扱い」によれば、「・・・移転登記することを条件として・・・。」とありますが、具体的に説明をお願いします。

個人所有の農地畦畔、または農業用施設であっても使用実態から見て公共的施設となっているものについては、所有権を移転登記して公共的団体の財産とすれば、農業用施設災害として申請することはできます。

このため、農業用施設災害として申請する場合は「所有権の移転登記」を条件として、査定時にその所有の状況を確認し、確認できない場合は「移転登記を条件として採択する。」旨を査定事項として査定内容の欄に記入することになっています。

なお、移転登記の方法には、市町村に寄附、土地改良区等公共的法人に寄附、管理団体を定めてその所有権を移す、共有地化等々があります。

質 疑 応 答

1-10 農業用施設の受益戸数が1戸となった場合の取扱いについて

- (1) 従来受益戸数が2戸以上で所有していた農業用施設（ため池、頭首工）が近年の農政施策に伴い離農、規模拡大等で個人利用となった農業用施設が被災した場合は、農業用施設として申請することはできますか。

離農、規模拡大等により明かに個人利用のみになった農業用施設は、農業用施設として申請できません。

ただし、規模拡大等で利用権のみの移転で、所有権の移転がなされていないもの（2戸以上で所有していることになっている施設）は申請できます。

- (2) 農業用施設として採択された地区で、実施前に関係戸数が1戸になってしまった場合の措置はどうするのですか。

関係戸数が1戸となった場合は、公共的施設と言えなくなるので廃工とすることになります。

1-11 激甚災の湛水排除事業について

- (1) 湛水開始はどの時点からと解釈すべきですか。

湛水開始は、許容湛水深を超えた時点からとなります。

- (2) 許容湛水深は概ね何cmですか。また、土地利用形態（水田、畑、その他）により許容湛水深を変える必要はないのですか。

作目によって一概に規定はできませんが、水稻の場合の許容湛水深は30cmを標準としています。ただし、30cmとして計画した場合、なお湛水被害が残ると予想される場合は20cmとして計画しても差し支えありません。

質 疑 応 答

1－12 災害復旧事業費の実質的な決定は、査定票への朱入れによって決まると判断してもよいのですか。

災害復旧事業の事業費の決定に当たっては、農林水産大臣が暫定法施行令第1条の4に基づき都道府県が提出した災害復旧事業（補助）計画概要書を暫定法施行令第3条に基づき審査（査定）を行い事業費を決定し、その結果を都道府県に通知することになっています。

したがって、災害復旧事業費の決定は、査定票への朱入れではなく、都道府県への通知をもって決定となります。

なお、事業費決定通知前に、災害復旧事業に着工しなければならない等の場合は、都道府県と協議し、決定前でも工事を施行することは可能です。

質 疑 応 答

1-13 関係耕作者数の取り方について、査定時と増高申請時に差異が生じた場合の取扱いについてはどうするのですか。

査定時と差異があっても、増高申請時の耕作者数が最終確定数となりますので、査定時と違って問題ありません。

従来の関係耕作者の取り方は、

- ①被災施設に直接関係する農地の耕作者
 - ②被災箇所に接続する地域で今後の増破が予想される農地の耕作者
 - ③被災施設の復旧費用を分担する者又は、負担すべき農地の耕作者
 - ④被災施設を耕作の目的に利用している者又は、当該施設により直接受益する農地の耕作者
 - ⑤被災施設の通常維持管理費の負担者
- を関係耕作者としていました。

このため、関係耕作者の最終決定には多大な労力と時間を要し、事務の停滞を来していたため、事務の簡素化、合理化を進めるとともに電算化を図り、大災害にも対応でき、制度上からも適正な運用が図れるよう維持管理方式を導入したものです。

維持管理方式は、当該被災施設について実態に即した通常の維持管理を行っている（行うべき）耕作者を関係耕作者としているもので、これは広義の直接受益者とする考え方に立っているものです。なお、財務省等には、事務の簡素化、合理化、電算化を進める上でやむを得ないものであることを説明し、了解を得ています。

また、被災地域に係る維持管理区間が明確になり、当該区間の妥当性及び統一性に確保が図られ、被災歴の確認、維持管理台帳及び字切図等の作成において大幅に簡素が図られるブロック化の推進に努めることとしています。

質 疑 応 答

(参考)

受益戸数（関係耕作者）の定義と考え方

（「災害復旧事業に係る補助率増高申請書等の作成の簡素・合理化について（昭和 63 年）」より）

(1) 受益戸数

受益戸数とは、被災した農地又は被災した農業用施設の復旧によって受益する農地の所有者又は耕作者の戸数のことである。

災害復旧事業計画概要書の受益戸数とは補助率増嵩申請における関係耕作者をいう。

(2) 関係耕作者

関係耕作者とは、その市町村の区域内にある被災農地及び被災農業用施設によって受益している農地のうちその市町村の区域内の農地の所有者又は耕作者で、いわゆる農家一世帯（家族数名で耕作している場合は一人とみなす）のことである。

なお、関係耕作者は、受益する農地の所在する市町村に算入するもので、いわゆる属地主義がとられていることから、他の市町村から当該市町村に入作している耕作者は当該市町村に算入する。また、他の市町村に出作している耕作者は他の市町村に算入する。

ブロック化の推進

（「災害復旧事業に係る補助率増高申請等の簡素・合理化について（平成 17 年）」より）

3. ブロック化の推進

被災地域に係る維持管理区間が明確になり、当該区間の妥当性及び統一性に確保が図られ、被災歴の確認、維持管理台帳及び字切図等の作成において大幅に簡素化が図られるため、引き続きブロック化の推進に努める。

（注）ブロック化とは、市町村全域を河川、国道、主要地方公共道路等で大・中・小・細ブロックに分けて、土地改良施設に係る維持管理区域を明確にし、賦課台帳等により関係耕作者の特定を容易に行うものである。

4. 補助率増嵩申請事務のシステム化の推進

補助率増嵩申請事務のシステム化については、電子媒体や GIS 等を積極的に活用し効率化が図られている管内の市町村の事例等を参考にするなど、システム化の推進に努める。

質 疑 応 答

1－14 補助率増高の対象となる関係耕作者の数は何人以上が必要なのですか。

1 市町村を単位に行う暫定法施行令第4条の補助率増高申請、第5条の2の連年災害補助率適用申請及び激甚法施行令第18条第1項の特別措置適用申請に必要な関係耕作者の数は、農地にあつては1人以上、農業用施設にあつては2人以上が必要となります。

1－15 現在、補助申請、補助率増高を属地方式で行っていますが、属人方式にはできないのですか。

暫定法施行令第5条に「……市町村ごとに、その区域内にある農地又はその区域内にある農地が受益する農業用施設について……」と高率補助の適用範囲が規定され、このことを属地方式の基礎としています。したがって、属人方式との考え方にはなりません。また、属地方式のために、被災農地等の属する市町村が事業主体となって補助申請を行い、増高申請も行うことになっています。

質 疑 応 答

1-16 農地所有適格法人が受益者となる場合の農地、農業用施設の受益者(事業費負担者)、関係耕作者はどのように取扱うのですか。

災害復旧事業の受益者については、土地改良法第3条の資格者の取扱いと同様となります。

具体的には、

①所有権に基づき耕作の業務を行う者

②所有権以外の使用収益権者

のいずれかが受益者＝事業参加者となります。

このため、農地所有適格法人が、所有権又は使用収益権に基づき耕作の業務を行っている場合は、農地所有適格法人が事業参加者になります。

例外として、使用収益権に基づき耕作の業務を行っている場合に土地所有権者が農業委員会に申し出、承認を受けた場合は土地所有者が事業参加者となることができますので、土地所有権者と使用収益権者である農地所有適格法人の間で調整し、事業参加者を決めます。

一方、関係耕作者とは、補助率増高申請における関係耕作者で、事務の簡素化、合理化の観点から、維持管理方式(実態に即した通常の維持管理を行うべき耕作者)により算出した者としています。

このため、使用収益権者ではなく土地所有権者が事業参加者となっている場合には、災害復旧事業の受益者(事業費負担者)とは異なる場合があります。

なお、農地所有適格法人での関係耕作者は、農事組合法人では組合員のうち農業関係者、有限会社、合名会社、合資会社では社員のうち農業関係者、株式会社では株主のうち農業関係者となります。

ただし、これによりがたい場合は構成員となります。

※農業関係者とは農地法第2条第3項第2号イ～チに定められた者

※これによりがたい場合とは、農業関係者を把握できない場合

一般法人では構成員のうち耕作の事業に常時従事する業務執行役員又は重要な使用人となります。

※耕作の事業に常時従事する業務執行役員又は重要な使用人とは、農業関係者とは農地法第3条第3項第3号に定められた者

質 疑 応 答

- 1－17 農業用施設が2工種（例えば水路と道路）にまたがり同時に被災し、分離施行困難又は不適当な場合の1箇所工事の関係農家の取扱いはどうするのですか。

災害復旧事業の関係農家は、原則として当該施設の維持管理者を対象としています。しかしながら、分離施行困難又は不適当な場合の1箇所工事の取扱いは、次の理由により、当分の間、査定時の決定工種（効用の大きい）による関係農家（関係耕作者）とすることにしています。

理由(1) 査定調書等の工種は、1工種のみであること

(2) 分離施行困難又は不適当な場合の1箇所工事の工種をあえて2工種以上に分離して取扱うことは、制度として矛盾すること

(3) 2工種以上に分離して扱うことは、事務量の増加をきたし、事務の簡素化、合理化に逆行すること

- 1－18 共有地において共同経営で耕作されている農地及び共同管理されている農業用施設の災害復旧事業について

- (1) 災害箇所毎に共有者全員を受益戸数とするのですか。

耕作者の全員を受益戸数とします。

- (2) 上記にもとづき農業用施設の末端施設の考え方はどこまでになるのですか。また、農地畦畔的な施設は、農地保全施設とはならないのですか。

共有地の施設は末端まで農業用施設として扱います。また、農地畦畔のような施設は、農地保全施設とはなりません。

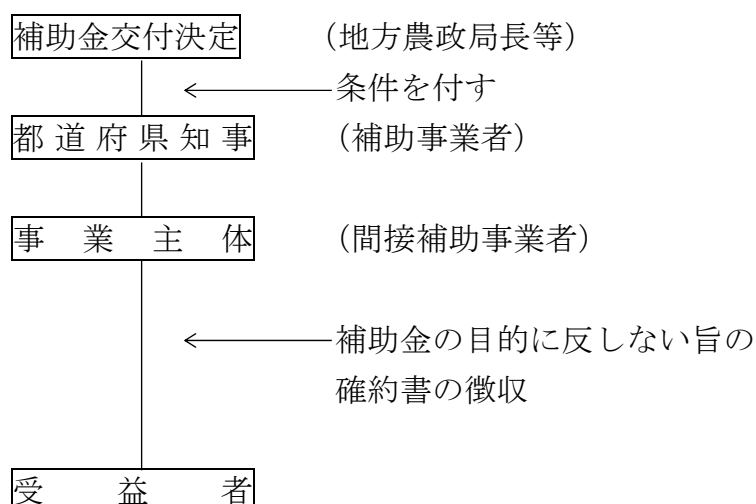
質 疑 応 答

1-19 最近、都市への人口集中が進むにつれて都市周辺部の農業地域では宅地化、工場敷地、道路、鉄道、レジャー用地等他用途転換が盛んに行われてきています。このような都市周辺部の農地等災害復旧事業はどのように取扱うのですか。

都市周辺部における農地等災害復旧事業の取扱いは、了解事項第1の10に示されていますが、次のとおりとなっています。

- (1) 都市計画法により都市計画事業を施行することが認可された事業地内の農地及びその農地の利用又は保全上必要な施設（以下「農地等」という。）の災害復旧事業は、原則として実施しません。
- (2) 都市計画法による都市計画施設の区域及び市街化区域にある農地等の災害復旧事業は、当該区域における都市計画事業の実施、市街化の動向等を勘案して工事の廃止、縮小又は復旧工法の検討（暫定工法にとどめる等）を行うものとします。

なお、いつ転用されるか見通しがつかない場合には、事業実施に当たり補助金交付決定通知の際に条件を付すものとします。



質 疑 応 答

- 1－20 三大都市圏における市街化区域内の生産緑地（むこう 30 年間農地として維持することで税制上の優遇が受けられる制度）の指定を受けた農地災害復旧事業の取扱いはどうするのですか。

生産緑地法の指定地域内の災害復旧事業は、むこう 30 年間農地として使用されることから、農地の災害復旧事業と同様に取扱うことが可能です。

- 1－21 自然環境に配慮した護岸、親水護岸、遊水護岸等の環境保全施設と兼用している農業用施設が被災した場合、農業用施設（本災）、災害関連農村生活環境施設（関連）のどちらで申請するのですか。

兼用工作物として現に整備されているものは、農業用施設の災害復旧事業として申請します。

質 疑 応 答

1－22 頭首工の二重採択防止に係る覚書の範囲内（上流 10m、下流 15m）の護岸の復旧にあたり、その上下流護岸が自然環境の保全に配慮した護岸となっていない場合に、河川管理者との打合せで自然環境の保全に配慮した護岸とするよう条件を付けられるような場合がありますが、どのように対応したらよいのですか。

災害復旧事業は、原形復旧を基本としています。自然環境の保全に配慮しなければならない場合には、「自然環境の保全に配慮した工法の基準について」（平成12年4月1日）に示されている4条件に該当する場合には施行できることになっていますので、河川側の計画として、河川整備計画等に位置づけられており、施設の連続性を保つ必要が担保され、河川側の計画が確実な場合には施行できることとなりますが、それ以外はできないことになります。なお、復旧工法と比較して環境の保全に配慮した工法が経済的となる場合には、条件に限らず施行することができます。

質 疑 応 答

1－23 農地法第3条第3項の規定により地方公共団体及び農業協同組合以外の者により利用されている農地について、災害復旧事業の申請はできるのですか。

国の認定のもとに行われている事業であり、農地、農業用施設の従前の機能の維持にあたることから、被災を受けた農地、農業用施設については、災害復旧事業の申請はできます。また、関係耕作者としては、土地の利用者とします。

1－24 災害復旧事業で申請しようとして積算した結果、復旧工事費が40万円未満となった小災害については、どのように取扱ったらよいのですか。

地方財政措置の条件に合致する場合は起債が認められていますので、市町村等の単独事業による復旧が考えられます。

[単独災害復旧事業債]

農業用施設は、1箇所の工事費用が40万円未満のものが対象です。農地の場合は、単独災害復旧事業債の対象が、激甚災害による被災であって、1箇所の工事費用が40万円以上のものが対象です。

[農地等小災害復旧事業債]

農地・農業用施設ともに1箇所の工事費用が13万円以上40万円未満のものについて認められています。この場合、災害を受けたその市町村の農地・農業用施設又は林道の災害復旧事業費（補助災害復旧事業費＋小災害復旧事業費の合計）の合計額が800万円を超え、かつ、農地等小災害の合計額が下記の限度額を超えることが必要です。

（令和3年度時点）限度額

都道府県、指定都市	800 万円
人口 30 万人以上の市	400 万円
人口 10 万人以上の市	250 万円
人口 5 万人以上の市	150 万円
その他の市町村	80 万円

質 疑 応 答

1－25 農地でうち未成（うち転属）がある場合、今回の被災で旧工法を変えて申請することは可能でしょうか。

今回の被災で当然被災状況も変わるので、今回の被災も含めた工法を選定して申請することになります。

1－26 以前に申請した地区で、失格または欠格となった箇所が被災した場合は、再申請できるのですか。

被災した施設が査定において、1箇所あたり工事費が40万円未満で失格となったものや被災が小さく「維持工事」と見なされ欠格となったもの等が新たな災害によって被災した場合、前災の被災箇所を復旧していなかった場合は、原則として災害復旧として再申請はできません。

ただし、次の場合は申請できます。

①前災を復旧する時間的余裕がなかった場合

②後災が激甚で、前災を復旧していたとしても当然被災していたと想定される場合

1－27 査定時に申請の判断根拠として災害復旧事業の質疑応答集を示しても、財務局との意見不一致として認められない場合がありますが、質疑応答集の位置づけはどうなっているのですか。

質疑応答集の内容については、全て財務省と了解されたものとして整理されたものではありませんが、各地域の状況に応じて、査定設計書を整理する際に活用できるようまとめているものですので、立会官に対しても説明でき得るように作成しています。

質 疑 応 答

1－28 災害復旧事務手続きの簡素化、合理化として、「災害復旧事業における「水土里情報システム等のGISや航空写真の活用」について」により通知されているが、農業基盤整備事業や河川測量等で被災前の地盤標高がある場合は、それらの既存データを用いて現地盤標高との差分で申請することができるのですか。

過年度に公共測量作業規程により測量した地盤標高データが被災前の地盤標高として活用可能な場合は、それらの既存データを用いて申請することは可能です。

質 疑 応 答

2－1 降雨による災害のうち、連続雨量についても時間雨量と同様に数値で定められないのですか。また、時間雨量の下限値は概ね20mmとありますが、18mm程度までと考えてもよいのですか。

連続雨量による災害は、地形、地質等により多種多様であるとともに連続降雨により流出率が増大または融雪を促進して異常洪水を起こした場合に認められるため、一定の数値で判断基準を示すことは適当ではありません。また、時間雨量の場合は、20mm以上を原則としていますが、これによりがたい場合は降雨状況を十分勘案の上、適否を決定することになります。

2－2 雪害の事象は補助対象となるのですか。

暫定法第2条第5項に規定する異常な天然現象であれば対象となります。

質 疑 応 答

2-3 雪害についての災害原因の調査項目等を示してください。

雪害の原因は、各地域により雪質、積雪や気温等気象条件によって大きく異なります。また、被災施設の安定性によっても左右されるなど多様な形態を示すため、その異常性を判断するには、被災現地ごとに個別に判断することになります。

その調査項目は、一般的には下記のような項目になります。

・ 調査項目

- ① 積雪量のデータ : 被災前2～5ヶ月程度の降雪量、積雪量、過去10年間（過去10カ年の資料が整わない場合は過去5ヶ月間程度の資料）の毎年の最大積雪量
- ② 雪質のデータ : 積雪密度
- ③ 気温のデータ : 被災前2～5ヶ月程度の日単位の最高、最低及び平均気温
- ④ 被災構造物の設計強度、設計諸元（荷重等）
- ⑤ 維持管理資料
- ⑥ 発生日 : 確認できない場合は最大積雪日
- ⑦ その他参考：雪害対策本部の設置状況、新聞記事等

質 疑 応 答

2－4 融雪災害の場合、異常な天然現象の捉え方として、融雪量を降雨換算して判断してよいのですか。また、要綱第3(1)における「…または融雪出水のように比較的長期にわたる場合…」の長期とはどのくらいの期間を指すのですか。

融雪災害時の異常な天然現象の説明資料として、一般的には融雪量を降雨換算しますが、単に雨量換算のみで適否を判断するのは適切ではありません。

融雪による災害は、連続雨量と同様に異常な現象が長期間続くことから、流出率が増加し河川に異常出水すること等もあります。

したがって、出水状況、被災状況及び従前の状況等を被災箇所ごとに調査し、異常な出水によるものか否かを含めて判断します。

個別の判断材料としては、過去10年間に比べて

- ① 融雪換算連続雨量が大
- ② 降雪量が大
- ③ 日最高気温が連続して大
- ④ 河川の出水状況が河岸高の1/2以上

などが、異常な天然現象として判断するデータとなります。

なお、長期の基準は定めてありませんが、融雪が始まって消雪するまでの期間は1ヶ月から2ヶ月程度となっています。

2－5 融雪災害の被害報告については、現地が雪に埋もれていることから被害の調査・確認に時間がかかり、3週間以内での被害確定が困難な場合どうするのですか。

融雪災害については、その事象の特殊性、地形、地域の立地条件等から、被害の調査や確認に時間を要する場合があります。このため、過去の経験等を踏まえ、概略の状況報告でもやむを得ませんが、なるべく早く、被害の状況を確認し、所要の報告を行うものとします。ただし、被災を確認した場合は、速やかに被害報告するものとします。

質 疑 応 答

2-6 雷により被災した場合、公的機関の被災証明が必要なのですか。

落雷による災害は、

①直撃雷：ダム、頭首工等の電気設備、監視施設や水路の電磁弁などに直接落雷して破損するもの

②誘導雷：施設付近の樹木や建物に落雷し、その時に流れる大電流の影響を受け、または、空気を通して配電線に高い電圧が誘導されて機器を破損するもの

③逆流雷：建物やアンテナなどに落雷し、その大電流が建物に接続している配電線に伝わって逆流し機器を破損するもの

があります。直撃雷は、落雷位置が比較的特定しやすいのですが、誘導雷、逆流雷については特定することが困難ですので、被害の認定については、

①雷発生について（地方気象台等の「雷注意報」などの発令状況）

②落雷の事実（停電等の被害について電力会社または、民間の雷観測機関等の証明：時間、場所、落雷地点、被災経路等）

③落雷との因果関係（直撃雷、誘導雷、逆流雷のどれか）

④耐雷の設置状況（耐雷施設の設置状況、当該施設の設置の有無）

⑤被害状況の確認（落雷の原因によって、破壊されたかどうかについて、機器の製造業者、専門的業者、電気保安協会等の検査結果）

が、必要になります。

質 疑 応 答

2－7 気象庁のアメダスや公的機関の観測所が密にないため、局地的な豪雨では、降雨証明がとれないことがあります。このような局地的な豪雨災害時には、レーダー・アメダス解析雨量を気象データとして使用できないでしょうか。

降雨資料は、気象庁のアメダスや公的機関の資料を活用し、地図上に被災箇所、観測所の位置を記入した資料に降雨データの等雨量曲線を入れて判断し、基準雨量に該当しなければ災害として申請できません。

レーダー・アメダス解析雨量は、降雨資料として採用可能と考えておりますが、上記同様に整理し、該当しなければ災害として申請できません。

2－8 降雨による災害と雷による災害が同時に発生した場合、申請は被災事象ごとに行うのですか。

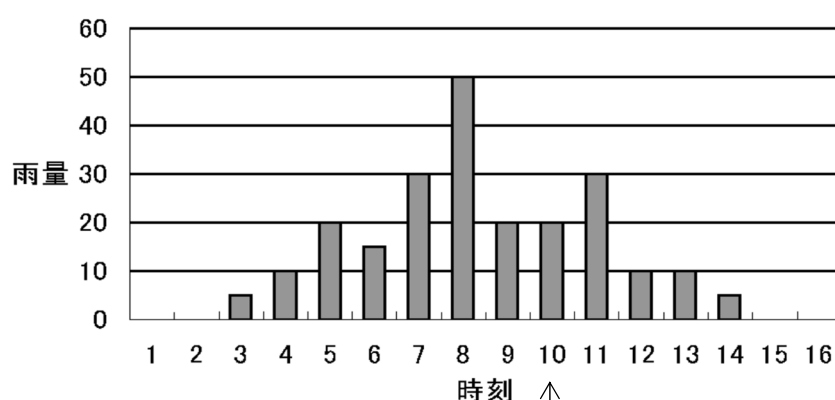
災害が発生したときは、それぞれの災害ごとに被害報告を行うこととしていますので、被災した農地・農業用施設の被災原因の状況により、降雨による災害であれば降雨災害、雷による災害であれば落雷災害として申請します。

質 疑 応 答

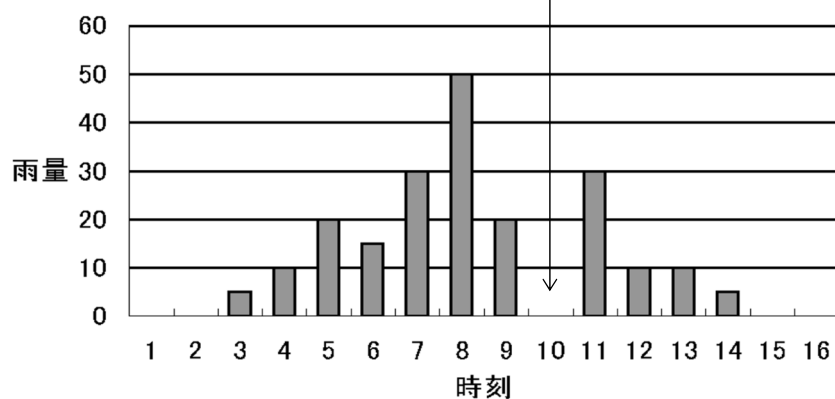
2-9 連続雨量は、途中1時間でも降雨が観測されないと、連続雨量と見なされないのですか。

連続雨量は、降り始めから降り終わりまでの連続して降った雨量と定義されていますので、途中1時間でも降雨が観測されない場合は、その時点で連続雨量の降り終わりとなります。

連続雨量の例（降り始め：2時～降り終わり：14時）



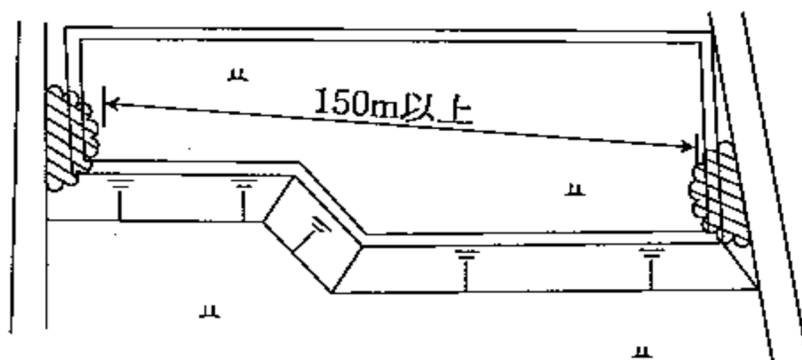
連続雨量とならない例（9時から10時の雨量が観測されていない。）



したがって、連続雨量は、① 降り始め：2時～降り終わり：9時
及び、② 降り始め：10時～降り終わり：14時

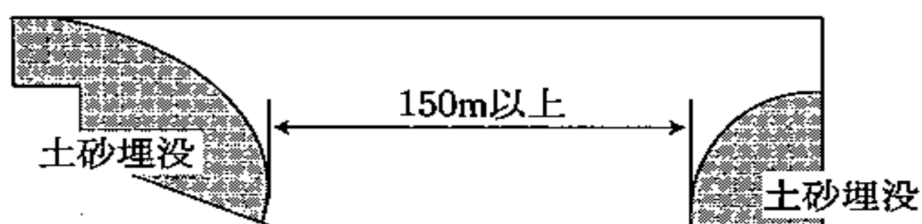
質 疑 応 答

3-1 次のように、1 区画の農地畦畔復旧で150m以上離れている場合でも、1 箇所工事の取扱いは、暫定法第2条第8項「1 箇所工事の取扱い」を適用して、1 箇所工事としてよいのですか。



水田の場合は、用水貯留機能を考慮し復旧対象面積を算定しています(効用上分離施行が不適當)ので、同筆内の畦畔復旧は150m以上離れていても1 箇所工事として取扱います。ただし畑の場合は、機能に支障はありませんので1 箇所工事にはなりません。なお、被災箇所の距離の測定は、被災箇所の端からの水平直線距離とします。

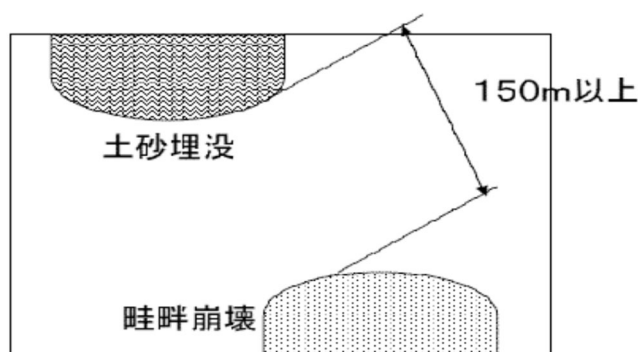
3-2 農地復旧について、土砂で埋没し、1 区画でありながら被災箇所が直線距離150m以上の場合 1 箇所工事の取扱いとなるのですか。



水田の場合、土砂の埋没のみで畦畔に被災がなければ、用水貯留機能に支障はありませんので150m以上離れている場合は、1 箇所工事として取扱うことはできません。畑の場合も、機能に支障はありませんので1 箇所工事にはなりません。

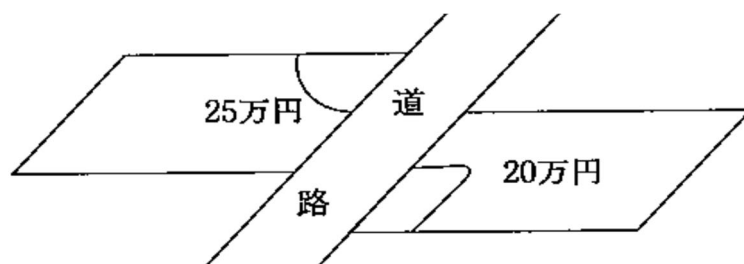
質 疑 応 答

3－3 農地復旧について、畦畔崩壊と土砂埋没が1区画でありながら被災箇所が直線距離150m以上の場合1箇所工事の取扱いとなるのですか。



水田の場合、畦畔に被災があって用水貯留機能に支障がある場合で、土砂埋没もある場合は、150m以上離れていても1箇所工事として取扱います。ただし、畑の場合は、機能に支障はありませんので1箇所工事にはなりません。

3－4 農地畦畔の復旧で、被災箇所が150m以内であっても道路、河川が中間に介在する場合、1箇所工事の取扱いはできるのですか。



150m以内ですから1箇所工事として取扱います。

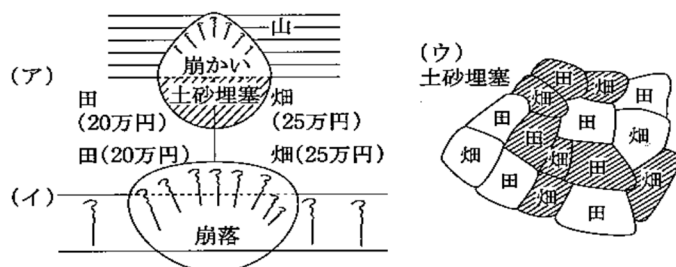
質 疑 応 答

3-5 畦畔の被災と水田の埋没が山林を介在して150m以内にあり、直接災害原因が河川出水の埋没と、山崩れによる畦畔被災と別である場合、1箇所工事として取扱うことはできるのですか。

農地に限らず施設の場合であっても、同一災害での被災であれば被災の直接原因が必ずしも1つでなくても、1箇所工事として取扱います。

3-6 次のような場合の1箇所工事の取扱いについて

例 1



(1) (ア)(イ)の場合で田、畑と分離施行困難ですので、合併施行で良いのですか。この場合、工種はどちらで申請するのですか。

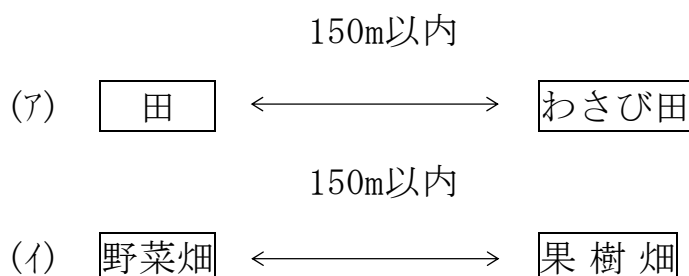
(ア)(イ)とも、復旧工事を一体的に施行し、分離施行困難ですので1箇所工事とします。申請工種は田、畑の復旧工事費の大きい方とします。

(2) (ウ)の場合で田、畑が混在しており分離施行困難であるため合併施行で良いのですか。また工種はどちらで申請するのですか。

土砂埋没で一連の被災を受けた場合、復旧工事を一体的に施行し、分離施行困難ですので、1箇所工事とします。申請工種は田、畑の復旧工事費の大きい方とします。

質 疑 応 答

例 2



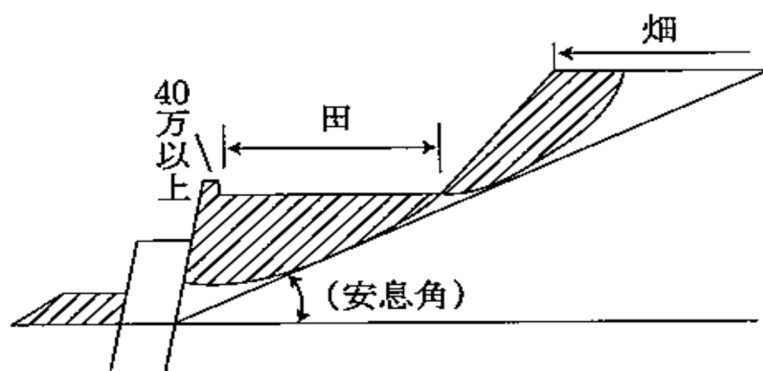
(1) (ア)の場合、どちらも貯留機能を有しているので1箇所工事として施行できるのですか。

田とわさび田はいずれも貯留機能を有していますが、構造が異なるため工種も田とわさび田は区別しています。このため、1箇所工事として取扱うことはできません。

(2) (イ)の場合、畑ということで1箇所工事としてよいのですか。

果樹畑と野菜畑は同じ畑なので、1箇所工事としてよいことになります。

3-7 下図のような農地災害において、1箇所工事の取扱いとなるのですか。(田の畦畔復旧工事費は40万円、畑の復旧工事費は9万円以上の場合)



図のような場合は、一連のものであり、分離施行困難又は不適當であるため、1箇所工事とします。

なお、この場合、申請工種は、田（工事費の大きい工種）となります。

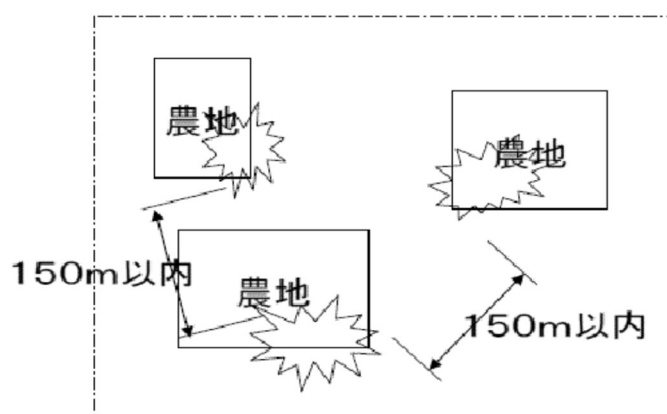
質 疑 応 答

3-8 「1箇所工事」と「農地と農業用施設の分離施行困難又は不適当な場合の1箇所工事」の合併施行との違いは何ですか。

150m以内に同じ工種が被災した場合、例えば、農地と農地、施設と施設があった場合は、1箇所工事として農地又は施設で申請しますが、この場合は1箇所工事で40万円以上が災害復旧事業の対象となります。

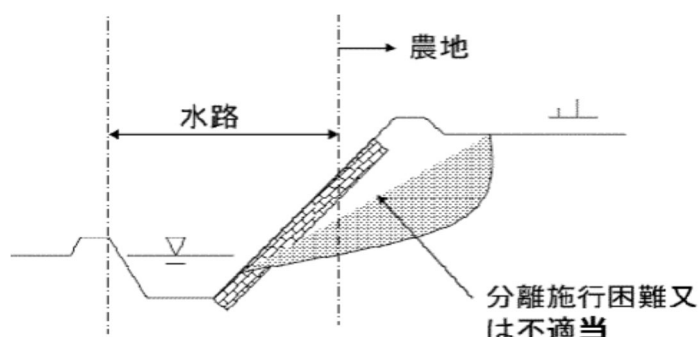
1箇所工事の合併施行とは、農地と施設をそれぞれ切り離して工事することができない場合のことで、分離施行困難又は不適当という表現を使っています。この場合の申請は、農地と施設の2箇所で申請しますが、合併施行の工事費が40万円以上の場合災害復旧事業の対象となります。このとき、積上げ積算では、直接工事費を比較して大きい方の工種で諸経費を算出し按分して、農地と施設それぞれの工事費とします。総合単価積算の場合は、足し合わせるだけとなります。

1箇所工事の例



農地（10万円）＋農地（20万円）＋農地（10万円） $\geq$ 40万円
まとめて申請します。

合併施行の例



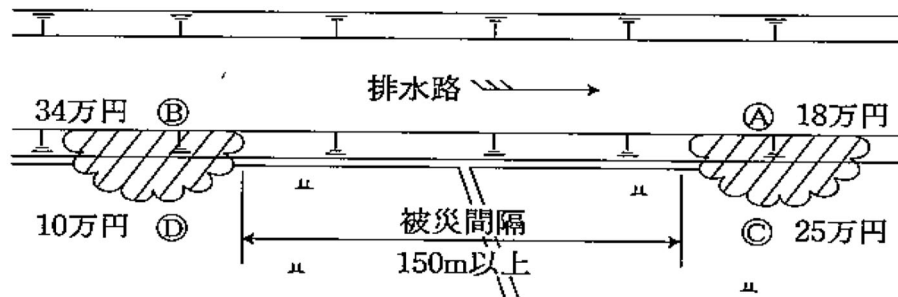
農地（15万円）＋水路（25万円） $\geq$ 40万円、2箇所で申請します。

質 疑 応 答

3-9 次のような場合、1箇所工事の取扱いについて

農地と農業用施設が分離施行困難又は不適当な場合で

(1) 被災間隔が150m以上の場合

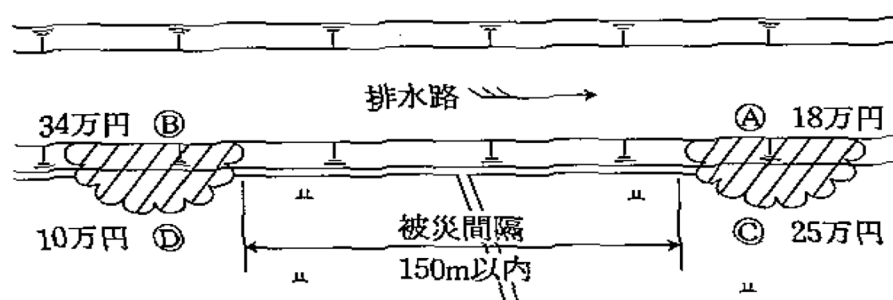


排水路Aと農地C及び、排水路Bと農地Dは、分離施行困難又は不適当で、工事費も40万円以上ですので、農地と施設の合併施行となります。

したがって、A+CとB+Dは合併施行として、4箇所の申請となります。

質 疑 応 答

(2) 被災間隔が150m以内の場合



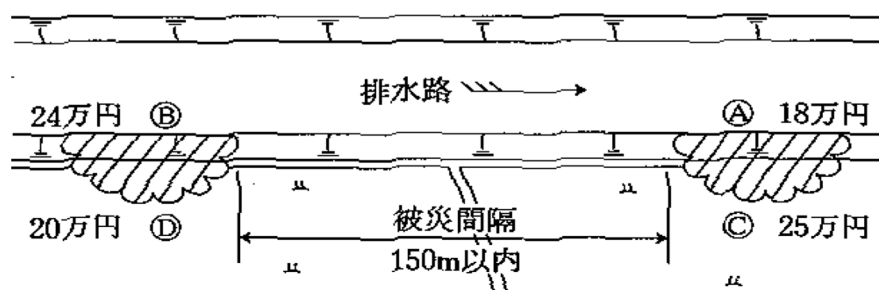
- ① 2以上の施設にわたる工事で、分離施工困難又は不適當の場合は、 $A + C \geq 40$ 万円、 $B + D \geq 40$ 万円となり、どちらも工事費は40万円以上となりますので、合併施行として、4箇所の申請となります。
- ② 一方、150m以内の間隔で連続している場合は、排水路は、 $A + B \geq 40$ 万円となり1箇所工事として申請できますが、農地は、 $C + D < 40$ 万円となり申請できません。

したがって、①で申請します。

質 疑 応 答

(3) 下図のような、例 1 の場合はどうなるのですか。

例 1



- ① 2以上の施設にわたる分離施行困難又は不適當の場合は、 $A + C \geq 40$ 万円、 $B + D \geq 40$ 万円と、どちらも40万円以上ですので合併施行により農地と施設で、4箇所を申請することになります。
- ② 一方、150m以内の間隔で連続している場合は、排水路 $A + B \geq 40$ 万円、農地 $C + D \geq 40$ 万円となり排水路、農地ともそれぞれ1箇所工事となりますので、農地と施設（水路）別々に2箇所で申請することもできます。

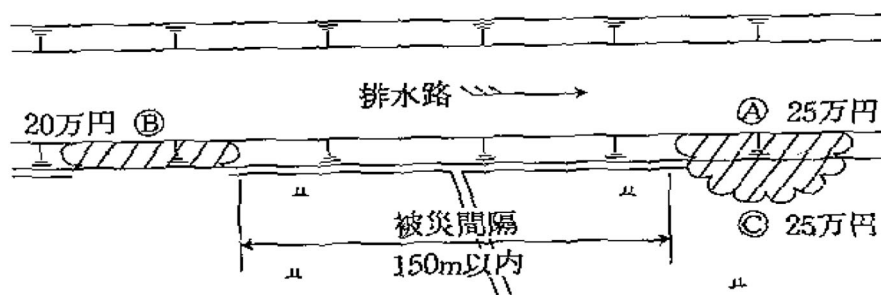
したがって、①又は②の考えから、分離施行困難又は不適當として、または、150m以内で1箇所工事として申請できます。

しかし、①と②を組み合わせると $A + B + C + D$ とした1箇所工事として申請することはできません。

質 疑 応 答

(4) 下図のような、例2の場合はどうなるのですか。

例2



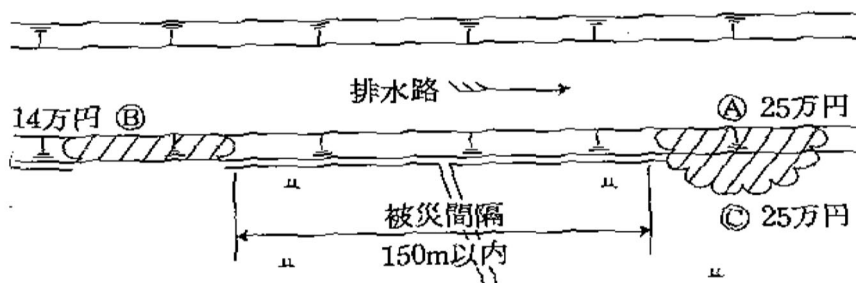
- ① 排水路㊶と排水路㊷は、分離施行困難又は不適當でかつ工事費が40万円以上ですので合併施行として、農地と施設（水路）の2箇所の申請となります。
- ② 排水路㊶と排水路㊸は被災間隔150m以内かつ工事費40万円以上ですので1つの施設として1箇所工事となり、施設（水路）で申請します。

したがって、①又は②のどちらかで申請することができますが、①の場合は排水路㊸、②の場合は農地㊷を申請できません。

質 疑 応 答

(5) 下図のような、例3の場合はどうなるのですか。

例3



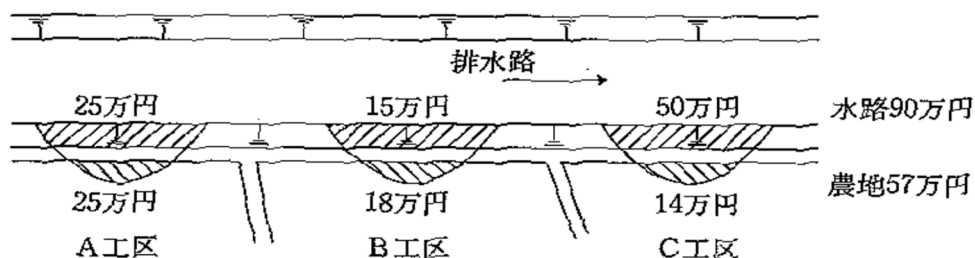
- ① 排水路㊸と農地㊸は、分離施行困難又は不適當でかつ40万円以上ですのので、合併施行として、農地と施設（水路）の2箇所の申請となります。
- ② 排水路㊸と㊸は1つの施設で被災間隔150m以内ですが、40万円未満（39万円）のため、一箇所工事とはなりません。

したがって、排水路㊸と農地㊸は①で申請することができますが、排水路㊸は、農地㊸と合併施行にならず、また、150m以内の排水路㊸と1箇所工事としても40万円未満となるため申請できません。

質 疑 応 答

(6) 下図のような、例4の場合はどうなるのですか。

例4



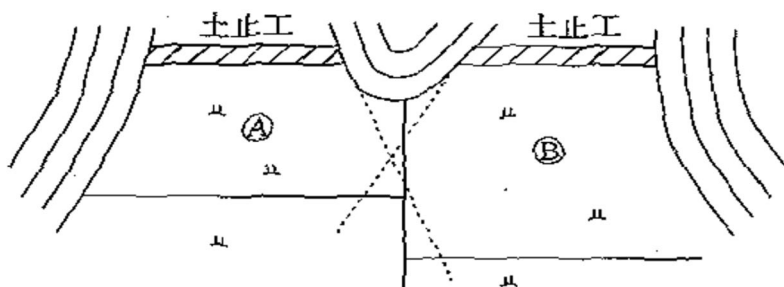
A・B・C工区は、それぞれ150m以内の間隔で被災しており、施設が排水路の場合は、

排水路、農地の分離施行困難又は不適當から考えますと、B工区は、 $18+15 < 40$ 万円となるため、合併施行による申請ができませんが、A工区、C工区は合併施行で申請することはできます。

また、150m以内で被災が連続していることから、1箇所工事として考えると、農地 ($25+18+14 \geq 40$ 万円)、農業用施設 ($25+15+50 \geq 40$ 万円) となりますので、農地と施設（水路）それぞれの工種で1箇所工事として申請することができます。

質 疑 応 答

(7) 下図のような、農地保全施設の場合はどうなるのですか。



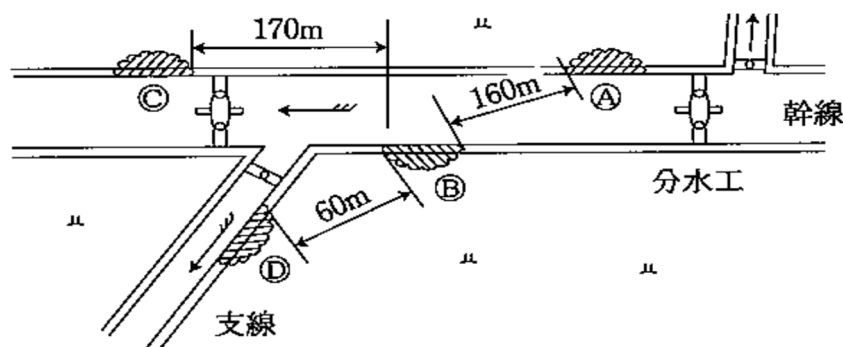
農地保全施設の効用が農地①、②に共通する場合は、150m以上離れていても1箇所工事として申請できます。

ただし、谷が別で共通の効用がない場合には、150m以内であっても1箇所工事となりませんので、申請できません。

なお、「大規模災害時における農林水産業施設及び公共土木施設災害復旧事業査定方針」（平成29年2月1日）の「農業用施設」を適用した都道府県において、土砂崩壊等により同一工種で150m以内の被害箇所がつながる等により1箇所の工事の規模が大幅に拡大している場合は、谷が別で共通の効用がない場合であっても工事の工期や発注単位を勘案して、1箇所工事として申請が可能となります。

質 疑 応 答

- (8) 下図のような、用水路の分水区間内・区間外の場合はどうなるのですか。



暫定法第2条第8項において1箇所工事とは、

- ① 1つの施設について150m以内の間隔で連続していること
 - ② 1つの施設について150mを超えて連続しているものに係る工事で、分離施行困難又は不適当なもの
 - ③ 2以上の施設にわたる工事で、分離施行困難又は不適当なもの
- の3つの場合です。

本事例の場合、

- (1) ①に該当するのが、B + Dが1箇所工事として、AとCは単独工事となる場合
 - (2) ②に該当するのが、A + Bは1箇所工事（分水区間内は、一体的な区間として分離施行困難又は不適当となる。）として、CとDは単独工事となる場合
- が考えられます。なお、③に該当するものではありません。

したがって、B + Dを1箇所工事、AとCを単独工事として全体で3箇所の申請、または、A + Bを1箇所工事、CとDを単独工事として全体で3箇所の申請が考えられます。